

【叢 説】

台湾における清代法制史関連史跡の探訪

——官方関係を中心として——

鈴木秀光

一. はじめに

在外研究として2009年4月より一年間台湾の政治大學法學院に滞在する機会を得た筆者は、与えられた時間で自らの専門たる清代法制史の研究を進めるかたわら、その余暇を利用して台湾各地に散在する清代法制史関係の史跡を探訪している。筆者にとって台湾は、例えば「淡新檔案」に代表されるように、自らの研究の対象となる地域である。思うに、史料に書かれた当時と現在とでは全く同じではないとはいえ、自らの研究に関連する史跡を実際に探訪することは、史料に書かれる内容に対する確信を高め、研究をより確実なものとするために有用であろう。このようなことは現地でなければできないことである。

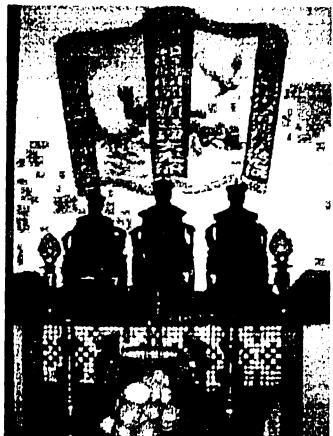
小文では、以前の渡台時あるいは今回の長期滞在の余暇を利用して筆者が実際に探訪した台湾の広い意味における清代法制史に関する史跡を幾つか紹介することで、台湾における研究に関する一つの「成果」を提示したい。ここ数年の筆者の関心は国家の制度的な方面に偏っているため、紹介する史跡は官方関係のものが中心となる。したがって小文はもとより台湾における清代法制史関連の史跡を網羅するものではない。特に邸宅、書院、寺廟などもまた広い意味で法制史に関する史跡である場合も多いが、筆者の関心および紙幅の関係により割愛した。

なお以下の史跡紹介は、現地で入手した観光パンフレットなどがあるものについてはそれを参照したほか、戴震宇『台灣的城門與砲台』(遠足文化、2001年)、泰昌等著『台灣的古蹟——北台灣』(遠足文化、2004年)、王奕期等著『台灣的古蹟——南台灣』(遠足文化、2004年)、張志遠『台灣的古城』(遠足文化、2007年)を参照した。

二. 北部の史跡

1. 噶瑪蘭庁城関係（宜蘭県宜蘭市）

台湾北東部の宜蘭は、18世紀末以降に漢人の組織的な入植によって開発が進み、1812年に噶瑪蘭庁が設置され、1875年に宜蘭県へと改められた。庁の設置後に造られた城牆および濠は日本統治期に取り除かれて道路となつたが、その道路は「舊城路」といい、かつての城の範囲が今なお容易に判明する。官署関係の遺構は残っておらず、わずかに旧城地区の中心に位置する「昭應宮」に、庁の設置に貢献した台湾府知府楊廷理、噶瑪蘭庁の初



昭應宮の木像。左より「噶瑪蘭府二代通判陳蒸」、「台灣府知府楊廷理」、「噶瑪蘭府初代通判翟淦」の木像。

代通判翟淦および二代通判陳蒸の三体の木像が安置されている。

舊城南路の南側にある「宜蘭設治紀念館」は日本統治時代の県長官邸を利用しておらず、その建築物自体は近くにある「舊宜蘭監獄門廳」などとともに日本統治期の史跡である。この紀念館はその名の通り、噶瑪蘭庁設置以降現在に至るまでの施政史を紹介するところであるが、筆者が興味を抱いたのはむしろ紀念館前広場の方である。この広場のベンチ脇には宜蘭に関する官印などを模したレリーフが計八つ存在し、その多くは清代に関するものである。うち二つは戳記で、中央の花押文字を除き、それぞれ「噶瑪蘭分府 紿東勢副總頭人奪龜劉長行戳記」、「宜蘭縣正堂 紿西勢抵美福社土目耳籠長行戳記」という文字が確認できる。

戳記とは清代において地方官より給される木印で、呈状の代筆やチェックを行う官代書のほか各種地方世話役などに給されており⁽¹⁾、淡新檔案の呈状などには官代書の戳記が捺されているものが数多く存在する。しかしそれ以外で見る機会はあまり無かったため、戳記を模したレリーフが見られることは筆者にとって非常に興味深い。



(左) 噶瑪蘭府の戳記のレリーフ。花押文字を除き、「噶瑪蘭分府 紿東勢副總頭人奪龜劉長行戳記」という文字が確認できる。(右) 宜蘭県の戳記のレリーフ。花押文字を除き、「宜蘭縣正堂 紿西勢抵美福社土目耳籠長行戳記」という文字が確認できる。

2. 二沙灣砲台（基隆市）



二沙灣砲台の營門。二沙灣砲台は一般にこの門額にある「海門天險」の名で呼ばれている。

「二沙灣砲台」は、一般には砲台内の營門の門額に書かれている文字から「海門天險」と呼ばれている。現存する遺構は清仏戦争（1884-1885）以降に整備されたものであるが⁽²⁾、ここにはアヘン戦争（1840-1842）の時期にも砲台が設けられていた。

アヘン戦争当時、台湾における行政上の責任者たる台湾道の姚瑩は、防衛のために台湾各地に砲台を設けたが、その一つがこの二沙灣砲台であった。イギリス軍はこの砲台を攻撃したが、清軍はこれを撃

退して、英兵の一部を殺害するとともに多くの捕虜を得た。

アヘン戦争は軍事的には清軍の大敗に終わった戦争であるが、台湾方面のみ清軍がイギリス軍を撃退しており、戦時中、道光帝は姚瑩および台湾の軍事上の責任者たる台湾鎮総兵達洪阿を褒め称えた⁽³⁾。しかし戦後、台湾における英兵殺害が問題となり、姚瑩および達洪阿は革職の上、北京で刑部による審理を受けることとなった⁽⁴⁾。

台湾には清末に設けられた砲台が沿海部各地に存在し、その多くは史跡として参観が可能である。その中でこの二沙灣砲台は、現存の遺構自体も比較的完備されているのみならず、かつてそこで行われた戦闘が後日外交上の問題となり、結果として清朝がイギリスの要求に屈する形で台湾の防衛上の責任者両名を処罰したという意味で、その歴史的背景も興味深いものがあると言えよう。

3. 紅毛城（台北県淡水鎮）

台北近郊の淡水に存在する有名な観光地である「紅毛城」は、17世紀にスペインついでオランダが築いた城塞であるが、現在参観する施設は19世紀以降にイギリス領事館として機能した建築物である。

淡水は、アロー戦争の過程で1858年に締結された天津条約によって開港場と指定され、イギリスは紅毛城を租借してこれを副領事館、ついで領事館とした。現存の建築物からは当時の領事館としての様々な設備を知りうるが、法制史に関する設備として特に注目すべきは一階の監獄であろう。周知のように、アヘン戦争で締結された南京条約の追加条約として1843年に締結された虎門寨追加条約において、清朝はイギリスに対して領事裁判権を認めたため、当時のイギリス領事館は同国人に対する裁判所としての機能を有していた。紅毛城に設けられた監獄はその領事裁判のための設備であって、ここより当時の領事裁判の一端を垣間見ることができる。

なお清代の領事館としては、この紅毛城のほかに、高雄に「前清打狗英國領事館」が存在する。



紅毛城外観 写真中央から左下の白い石積の内側が庭院で、その奥の一階部分に監獄が四つ設けられている。

4. 台北府城関係（台北市）

台北府城は、1874年の日本の台湾出兵後、台湾の重要性を認識した清朝がその統治をより確実なものとするために台湾北部に新たに台北府を設置したことを受け、1882年に着工して3年後に完工したもので、清代台湾の城の中では比較的新しいものの一つである。築城当時、台北地域では「艋舺」（現在の台北市萬華区附近）と「大稻埕」（現在の台北市



台北府城の北門。城内側より撮影。

大同区附近)が繁栄していたが、台北府城はこの両地区を結びつける形で建設された。台北府城の遺構としては、北門が現存するほか、他の各門も復元されている。また台北駅の「站前地下街」には台北府城を解説する一画が設かれている。城壁は取り除かれて道路となっているが、完全に町並みに溶け込んでおり、地図からもかつての府城の範囲を一見して判断することは難しい⁽⁵⁾。

官署関係では、現在の總統府のやや北側に存在した「布政使司衙門」が台北植物園に移築されて現存する(筆者訪問時は修復工事中であったため未見)。また現在の衡陽路から二二八和平公園内に移築された「急公好義坊」⁽⁶⁾は、台北府城の科挙の試験会場たる考棚を設置するための資金を寄付したこと、その功績が評価されて建設が認められたものである。またこの急公好義坊の前に置かれている石刻の獅子像は、台北府署の遺物とされている。

三. 南部、離島の史跡

1. 笨港県丞署(嘉義県新港郷)

県丞とは県の佐式官で、徵税・捕盜・水利など特定の事務を分担し、知県と同じく県城に所在する「同城」と、管内の要地に駐在して出張所としての役割を果たす「分防」とが存在した⁽⁷⁾。「笨港県丞」は、「笨港」地区(現在の嘉義県新港郷および雲林県北港鎮附近)に駐在する諸羅県(1786年に嘉義県に改められる)の「分防」の県丞として1731年に設置された。



大興宮の後庁。清末の一時期、ここを笨港県丞の官署として使用した。

この笨港県丞の官署の正確な場所は未だ確定されていないが⁽⁸⁾、少なくとも1887~1895年の間に建築された新港の「大興宮」の後庁については、これを県丞の官署として暫時使用していたことが判明しているようだ、嘉義县政府文化処のホームページではここを「古笨港県丞署」として紹介している⁽⁹⁾。また新港には「奉天宮」という大きな媽祖廟が存在するが、笨港地区に県丞署が設けられていたことから、その中の一角には県城の城隍廟より分霊された城隍爺が祭られている。

一時的に県丞官署として使用した大興宮の後庁については、修復を経ているもののごく一般的な古い建築物といった印象であり、10坪程度の広さと思われるその内部も地元の集会所か何かに利用しているようで、とりたてて記すべきものは存在しなかった。しかしながら

がらそもそも一時的とはいえ県の佐式官たる県丞の官署として利用した建築物が現存し、それを史跡として観光用に公開していること自体、他ではほとんど見られないことであり、その意味において非常に興味深いものと言える。

2. 台湾府城関係（台南市）

現在の台南は、17世紀にオランダがその支配の拠点を築き、ついでオランダを駆逐した鄭氏政権も支配の拠点としたところである。鄭氏政権降伏後、清朝はここに台湾府を設け、先述の台北府の設置と同時期に台南府へと改めた。1887年の台湾省建省に前後して台湾の中心が台北に移るまでは、現在の台南が台湾の中心として機能したため、台南は台湾における古都として数多くの史跡が存在する。

そのような史跡の中で、法制史関係で一つ挙げるとすれば「大南門」ではなかろうか。大南門は台湾府城の南門で、台湾に唯一現存する外郭式の城門である。その左側城壁部分には道光年間の示禁碑が埋め込まれており、「農商貿易、車牛往来、不許勒索。特示」と刻まれている（そうであるが、筆者はこれを見落としてしまった）。

この大南門には隣接して碑林が存在する。ここには石碑61基が集められているが、その大半が清代のものである。碑文自体は磨耗しているものが多く、素人目には判読が困難であるが、多くの石碑には簡単な内容紹介の説明板が設けられている。それらを見たところ、内容的には大雑把に、為政者を讃える「功德碑」、建築物の「記念碑」、禁令を刻んだ「示禁碑」の三種類に分類することが可能で、それぞれがおよそ三分の一ずつ存在する。法制史関係としてはやはり示禁碑に目が向くが、これには例えば1841年の「嚴禁惡丐強乞吵擾示碑記」や1876年の「嚴禁自盡圖賴告示碑記」などが存在する。後者の説明には「台湾で一般的に見ることができる」とあるが、このような石碑がまとまって管理されているところは多くないため、その意味でこここの碑林は価値があると言えよう。ただ惜しむらくは、石碑が本来どこに存在したかの説明が一切無いことである。

石碑に関して、オランダ及び鄭氏政権が拠点としたことで有名な、台南を代表する観光地である「赤嵌楼」には、林爽文の乱の平定を記念した石碑9基のほか、多くの石碑が集められており、「小碑林」とも呼ばれている。しかしこの石碑は、林爽文の乱関係の石碑を除いて内容紹介が無く、また磨耗しているものも多いため、碑文の内容を知ることは困難である。



台湾府城の南門。城外側より撮影。門手前の城壁部分が外郭となる。

3. 恒春県城（屏東県恒春鎮）

恒春は現在、台湾の最南端に位置する鎮であるが、日本の台湾出兵の際にこの付近が戦場となつたため、清朝は台湾南部の防衛の必要性に鑑みて、



恒春県城の西門。城外側より撮影。この門は現在も普通の道路として用いられている。

1875年に新たに恒春県を設置して県城を建設した。「恒春県城」は台湾の城の中では比較的新しいものであるが、筆者が探訪した中では、(復元部分を含め)台湾において城壁が最も残存している城である。東西南北の各門⁽¹⁰⁾、一部途切れてはいるもののなお多くの部分が残る城壁は、修復や復元を経て当時の風貌を現在に伝えている。ただ城壁や城門とは対照的に、官署関係の遺構はまったく残っていない⁽¹¹⁾。

なお日本の台湾出兵関連では、戦場となつた石門に記念碑が存在するほか(筆者未見)、日本軍の上陸記念碑が「國立海洋生物博物館」に移設されている。

4. 金門鎮總兵署（金門県金城鎮）

廈門のすぐ対岸に位置する金門島は、かつては国共対立の最前線であったが、現在は台湾本島と異なる閩南様式の歴史的建造物が数多く存在することから、観光産業に力を入れている。そのような閩南様式の建造物は多く民間の住居等であり、現在民宿として宿泊可能なところも多いが、それ以外にも、筆者の関心に関わるものとして「金門鎮總兵署」が



金門鎮總兵署。門を入ってすぐの場所で、広場奥の建物が大堂。

存在する。

清代の金門島は、行政区画としては大陸側の同安県の一部であつて、県丞や府の佐式官たる通判が駐在する時期もあったが、いずれにせよ民政上はさほど重要視されていなかつた。それに対して軍政面では、清代の大半の時期においてトップクラスの総兵が駐在していたことから、軍事的な要衝であったと言える。

金門鎮總兵署は、基本的には県など一般的な行政官署と同様の構造である。すなわち、門を

入ったところに広場があり、その広場に面した奥に大堂があつて、大堂の後方に複数の建物が続く。また広場および大堂以下の建物の左右には長屋構造の建築物が置かれ、小さな部屋が数多く設けられている。ただ他の行政官署と異なることは、大堂の地下に監獄が設けられていることである⁽¹²⁾。総兵は武官であるため裁判を担当することはなく、未決囚を収監する監獄は本来必要がないはずである。ただ清代の福建省の沿海地域は海賊の多発地

帶で、そのような大規模な犯罪では軍隊が動員されたため、そうした大規模な犯罪捜査を行った際に一時的に犯罪者を収監する場所として用いられていたのかもしれない。

清代の武官の官署は、台湾のみならず中国を含めてもほとんど現存していないと思われるため、その構造を知りうる金門鎮總兵署は非常に重要であると言えよう。

5. 東犬燈塔（連江県莒光郷）

福州の対岸にある幾つかの島々からなる連江県は一般に「馬祖」と呼ばれるが、この馬祖地区も金門と同様、かつては国共対立の最前線であり、最近になってようやく観光客にも開放されるようになったところである。「東犬燈塔」とはその名の通り、東犬島、すなわち現在の馬祖地区の南端に位置する東莒島にある灯台である。

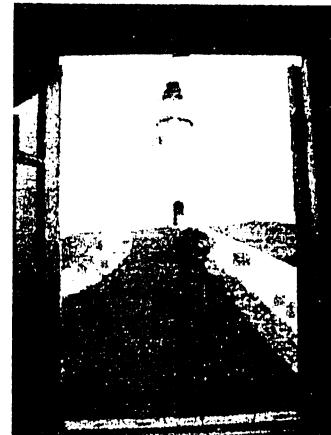
1858年の天津条約に付隨する「中英通商章程善後條約」以降、清朝の各開港場の税関行政はイギリス人に委ねられることとなり、その職掌には海務関係施設の整備も含まれていた。その税関行政を司る二代目総稅務司ハートの下、航行上の安全を確保するために中国の沿海部各地に灯台が建設された⁽¹³⁾。1872年に建築されたこの東犬燈塔もまたそのような灯台の一つである。そのため、この灯台はイギリス人の設計による建設であり、歴代の灯台守も1949年までは外国人が担当していた。また灯台の管理も総稅務司が行っており、これは今まで引き継がれて、現在の台湾における主な灯台は「財政部關稅總局」、すなわち税関の管轄となっている。

灯台自体は風光明媚な場所に建てられているが、素人目にはそれ以上特別な印象を抱くものではなかった。しかし、清代において総稅務司ハートが主導して建設した灯台であり、それが現在にまで繋がっているという歴史的背景を考えると、非常に興味深いものがある。

四. おわりに

小文で紹介した史跡は、冒頭で述べたように筆者が実際に探訪したところであるが、台湾は国土的にさほど大きいところではないうえ、交通網も発達しているので、多くの史跡が台北から日帰り可能な範囲である。

台湾の史跡は、その大半が17世紀以降のもので対象期間が中国と比較して圧倒的に短いうえ、近年の台湾史への関心の高まりもあって、結果として清代の多くの史跡が観光用に整備されているように思われる。このことは、清代に関心がある者からすれば、中国では



東犬燈塔。管理棟から灯台を撮影。管理棟から灯台に伸びる白壁は風除けの壁。

あまり見ることができない類の史跡を台湾では見られることを意味するため、非常にありがたいことと言える。

小文はそのような台湾における清代法制史関連史跡のうち、自らの興味関心に基づいて探訪したものを、その関心の方向性において紹介したものである。より一般的な史跡紹介であれば、例えば「はじめに」で提示した『台灣的古蹟——北台灣』および『台灣的古蹟——南台灣』などには日本統治期以降を含め数多くの史跡が紹介されている。興味がある向きはこのような本を手にとって、実際に史跡を訪れてみるとよいであろう。

註

- (1) 滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』(創文社、2009年) 29頁。
- (2) 砲台内には、「光緒二年」の銘が確認できる小砲が存在するほか、光緒年間の古墓も存在する。
- (3) 『宮中檔道光朝奏摺』(台北故宮博物院蔵) 10輯 754頁、道光22年4月5日。
- (4) 『宮中檔道光朝奏摺』13輯 786頁、道光23年3月24日。『清史稿』卷161、邦交二「英吉利」には、「而英猶以臺灣殺英俘、爲總兵達洪阿・兵備道姚瑩罪來詰、不得已、罷之」とある。
- (5) 現在の道路名で言えば、北側が「忠孝西路」、東側が「中山南路」、南側が「愛國西路」、西側が「中華路」で囲まれる部分がかつての台北府城の範囲となる。
- (6) 「坊」とは「牌坊」のこと、清代において人の模範たるべき行動をした人物を顕彰するために建てられた鳥居型の門であり、その建設には皇帝の許可が必要とされた。筆者の個人的印象としては、節婦を讃える「節孝坊」は台湾各地に現存するものの、それ以外の「坊」はあまり見かけないように思われる。
- (7) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、1984年) 12~13頁。
- (8) 1999年に嘉義県新港郷板頭村にある笨港県丞署の遺祉と伝えられる場所の発掘調査を実施したが、調査範囲が限られていたため確定には至らなかったという(國立自然科學博物館人類學組編『板頭村遺祉標本圖鑑——清代諸羅縣笨港縣丞署出土遺物』國立自然科學博物館、2004年)。
- (9) <http://www.cyhg.gov.tw/cyhgcultural/season/index.asp>。笨港県丞署はマイナーな史跡のせいか、筆者が見た幾つかのガイドブックの類には全く紹介がなかった。
- (10) 恒春県城南門の北側には先述の「自盡圓賴」の示禁碑が存在するそうであるが、筆者探訪時は南門全体が修復工事中であったため確認ができなかった。
- (11) 西門付近に存在する当時の県城の配置を模したレリーフから、「恒春県署」、「典史署」、「游擊公廨」、「同善公所」、「練兵營盤」、「文廟」のおおよその位置が判る程度である。
- (12) 州県など一般の行政官庁では、大堂とは別の場所に監獄が設けられることが普通である。
- (13) 李素芳『台灣的燈塔』(遠足文化、2002年)。

(専修大学法学部准教授)

編集後記

■すでにご承知のことと存じますが、2009年9月13日、利光三津夫先生（慶應義塾大学名誉教授・日本法制史）が逝去されました。享年82。また同年11月23日には、島田正郎先生（明治大学名誉教授・東洋法史）が逝去されました。享年94。申し上げるまでもなく島田先生は、私共の法史学研究会の大黒柱であり、また利光先生は当研究会の前身である日唐律研究会の有力メンバーでした。記して哀悼の意を表します。

さて本号はご覧の通り、思いがけない分量となりました。編集と財務担当の小室輝久先生は、さぞご苦労されたことでしょう。執筆者の皆さん、裏方の小室先生、RAの石野智大さん、岡崎まゆみさん、そして多数の小誌をご支援くださる方々に心より御礼申し上げます。（岡野）

■我が国における法学・法史学研究は、今や積極的に世界に向かって発信して行かなければならぬ時期に来ているように思います。本誌も、少部数ではありますが中国・台湾・英国・米国の大学図書館に収蔵されています。本文中に紹介した Meiji University Law in Japan Program は、現代日本法のアウトラインを社会的、文化的、歴史的な文脈に則して外国人向けに英語で紹介する、明治大学法学部が2009年に開始したプログラムです。2010年度には、明大生に英国でイギリンド法の入門講義を受講させるプログラムも計画されており、目下はこれらのことなどに関わっています。（小室）

*既刊号（第1号～第13号）のご案内

[創刊号] (1996年3月刊、B5判38頁、630円)

[第2号 故千葉徳夫教授追悼記念特集] (1997年3月刊、B5判90頁、残部僅少)

[第3号] (1998年3月刊、B5判52頁、630円)

[第4号] (1999年5月刊、B5判44頁、630円)

[第5号] (2000年7月刊、B5判79頁、1050円)

[第6号] (2001年8月刊、B5判81頁、1050円)

[第7号] (2002年9月刊、B5判118頁、1470円)

[第8号 島田正郎先生米寿記念号] (2003年9月刊、B5判109頁、1470円)

[第9号] (2004年12月刊、B5判109頁、1470円)

[第10号 創刊十周年記念号] (2005年12月刊、B5判158頁、2100円)

[第11号] (2007年3月刊、B5判132頁、1890円、残部僅少)

[第12号] (2008年3月刊、B5判143頁、2000円)

[第13号] (2009年3月刊、B5判141頁、2000円、残部僅少)

会報の既刊号は、下記書店にて取り扱っております。

東方書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-3

TEL 03-3294-1001 (代) FAX 03-3294-1003

<http://www.toho-shoten.co.jp>

なお、既刊号の目次は当会ホームページ (<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~tkomuro/legalhistory>) にてご覧いただけます。

2010年3月26日 発行

法史学研究会会報 第14号

発行所 法史学研究会 印刷所 株式会社平河工業社

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学法学部法史学研究室内 郵便振替 00100-3-132447

(c) 2010 Hōshigaku Kenkyukai All rights reserved